

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月14日
【中間会計期間】	第76期中（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）
【会社名】	株式会社文教堂グループホールディングス
【英訳名】	BUNKYODO GROUP HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 協治
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市高津区久本三丁目1番28号
【電話番号】	044(811)0118
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 十河 義幸
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市高津区久本三丁目1番28号
【電話番号】	044(811)0118
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 十河 義幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第75期 中間連結会計期間	第76期 中間連結会計期間	第75期
会計期間	自2024年9月1日 至2025年2月28日	自2025年9月1日 至2026年2月28日	自2024年9月1日 至2025年8月31日
売上高 (千円)	7,430,820	7,403,601	14,504,046
経常利益又は経常損失 () (千円)	36,410	8,690	83,054
親会社株主に帰属する中間純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失 () (千円)	28,476	1,781	154,884
中間包括利益又は包括利益 (千円)	28,476	1,781	154,884
純資産額 (千円)	1,339,438	1,157,857	1,156,076
総資産額 (千円)	9,026,719	10,361,476	9,559,279
1株当たり中間純利益又は1株当 たり当期純損失 () (円)	0.63	0.02	3.57
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	0.57	-	-
自己資本比率 (%)	14.84	11.17	12.09
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	941,942	593,093	26,144
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	51,090	53,571	85,468
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	272,681	155,945	368,975
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	260,021	1,792,918	1,097,437

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

- 第75期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 第76期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 第76期中間連結会計期間より表示方法の変更を行っており、第75期及び第75期中間連結会計期間の主要な経営指標等について、変更の内容を反映させた組み替え後の数値を記載しております。なお、表示方法の変更の内容については、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項(表示方法の変更)」に記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

重要事象等について

当社グループは、2018年8月期に重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、債務超過となったことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断しておりました。

その後、当社グループは、当該状況を早急に解消し、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、2019年6月28日付で産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」という）の利用申請を行い、事業再生計画案に対して事業再生ADR手続の対象債権者となるすべてのお取引金融機関からご同意をいただき、2019年9月27日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。また、本事業再生計画に基づき以下の施策を着実に実施してまいりました。

事業上の施策といたしましては、エリアマネージャー制の導入等、返品率の減少、文具販売の強化、不採算店舗の閉鎖、本部コスト等の削減、組織再編等に取り組み、収益力の改善を実現してまいりました。

財務面につきましては、お取引金融機関により、債務の株式化、債務の返済条件の変更によるご支援をいただきました。

また、大株主である日販グループホールディングス(株)からは、店舗の競争力を維持・強化するため、500百万円の出資、既存債務の一部支払いの条件変更、その他事業面、人事面でのご支援をいただき、財務状態の安定化を図ってまいりました。

その後、お取引金融機関との事業再生ADR手続の計画期間後の2026年8月期からの3カ年中期計画及び借入金の返済並びに資金調達に関する合意が得られましたが、依然継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると判断しております。

上記2026年8月期からの3カ年中期計画に基づき、不採算店舗の閉鎖、セルフレジ導入、トレーディングカード専門売場及び「本屋さんのガシャボンのデパート」の増設、一部店舗の無人営業化、既存店舗の増床・移転・改装、粗利貢献が高いインセンティブ商品の取扱い拡大、リサイクルショップのFC加盟を軸とした新たな収益の柱の創造のために、コスト削減及び収益拡大に向け積極的な投資活動を行ってまいります。

しかし、現時点では、前連結会計年度において親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、加えてお取引金融機関との長期的な合意が得られていないため、当社グループの資金繰りに影響を及ぼす可能性を勘案すると、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しておりません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、雇用情勢の改善や堅調な企業収益を背景に、景気は緩やかな回復基調を維持しております。特に、労働需給の引き締まりに伴う賃金上昇や積極的な設備投資、さらにはAI・デジタル関連需要の拡大が、経済を支える要因となっております。一方で、海外経済の減速懸念や中東情勢の緊迫化に伴う地政学リスクの高まり、資源価格の変動によるエネルギーコストの上昇など、先行きは依然として不透明な状況にあります。特に原油・天然ガス価格の高騰は水道光熱費を押し上げ、個人の購買力や企業収益を圧迫するリスクを孕んでおります。

物価動向につきましては、消費者物価指数は緩やかな上昇を続けており、消費者態度指数も改善傾向を示しております。他方、実質賃金の改善はなお力強さを欠いており、家計の実質購買力の回復には時間を要する面が残っております。

個人消費の動向をみますと、耐久消費財を中心に慎重な支出姿勢が続いているものの、旅行、映画、演劇などの体験型サービスを含む教養娯楽関連支出は、賃上げの広がりへの期待も相まって、底堅く推移しております。

一方、出版流通業界におきましては、紙の出版物市場が縮小傾向から脱しきれない状況が続いております。書店数の減少や高水準の返品率といった構造的課題は継続しており、雑誌の売上は厳しい環境が続いております。書籍については需要の持ち直しがみられるものの、市場全体の縮小を食い止めるまでには至っておらず、個人消費の教養娯楽関連支出の回復が紙の出版物市場に十分波及しているとは言い難い状況にあります。

事業運営におけるコスト面では、最低賃金の上昇に伴う人件費の増大に加え、物流費や賃借料といった諸経費の上昇が続いており、販売管理費全体を押し上げる要因となっております。特に都市部における賃料改定の影響や、エネルギー価格の変動に伴う水道光熱費の上昇リスクなど、依然として厳しいコスト環境にあります。当社グループにおきましては、こうしたコスト環境の変化に対応すべく、業務効率化や取引条件の点検等を通じたコスト最適化に引き続き取り組んでおります。

このような経営環境のもと、当社グループにおきましては、事業再生ADR手続において同意を得た事業再生計画を実行し、事業構造改革に取り組んでまいりました。今後は更なる収益拡大を図るべく、2026年8月期からの3カ年を未来への大きな一歩と位置づけした中期計画に基づき、「街の書店」の存続と持続可能な企業集団を実現のため、計画した施策を着実に実行してまいります。

各事業の運営状況は次のとおりであります。

主力の販売事業は、引き続き厳しい経営環境の下、利益率の改善のため、書籍部門でブックセラーズ&カンパニーからの書籍仕入を増加させるとともに、仕入値が安価な買切り書籍の取り扱いを増加させております。雑誌部門では、買い切り方式での仕入を継続しており、需要予測に連動した仕入の精度向上が実現しております。文具・雑貨の売上高は42ヶ月連続で既存店舗の前連結会計年度同月売上を超過しており、今後も売上拡大施策を実施してまいります。

前連結会計年度に導入いたしましたトレーディングカード専門売場は、2025年11月にオープンした浦安西友店（千葉県浦安市）、行徳店（千葉県市川市）に続き、2026年2月21日に湘南とうきゅう店（神奈川県藤沢市）、同年2月28日に西野3条店（北海道札幌市）にオープンし、計7店舗展開となり、売上動向は拡大基調で推移し堅調な動きをみせております。

また「本屋さんのガシャポンのデパート」は、大人・女性層へのターゲット拡大や体験型消費としての価値の高まりもあり、売上動向は好調に推移しております。

店舗については、2026年1月に札幌ルーシー店を入居施設の1階から2階へ移転し、退店については2026年1月に宮の森店（北海道札幌市）、星ヶ丘店（神奈川県相模原市）、同年2月に大仁店（静岡県伊豆の国市）、蓮田店（埼玉県蓮田市）、つくし野東急店（東京都町田市）、同年4月に立花店（兵庫県尼崎市）の6店舗を閉鎖し、同年4月30日に住道店（大阪府大東市）の1店舗を閉鎖予定であります。

不動産賃貸事業は、売上高、営業利益ともに安定的に推移しております。

教育プラットフォーム事業は、「プログラミング教育 HALLO powered by Playgram × やる気スイッチ TM」は物価高騰による支出鈍化を受け、獲得生徒数の鈍化傾向が続いております。一方、株式会社Gakkenとの共同開発による書店併設型のシニア向け脳活性教室「Gakken脳げんきサロン」の教室は順調にご利用者数が伸びております。また、「認知症サポーター養成講座」等の開催による地域密着型教室の展開など教室事業と販売事業の融合を進めております。

これらの結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高は不採算店舗の閉店により7,403百万円（前年同期比0.4%減）、営業利益は40百万円（前年同期比23.8%減）、経常利益は8百万円（前年同期比76.1%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は1百万円（前年同期比93.7%減）となりました。

なお、当社グループの報告セグメントは販売事業、不動産賃貸事業及び教育プラットフォーム事業であります。教育プラットフォーム事業につきましては開示情報としての重要性が乏しいため「その他」に含んでおりません。不動産賃貸事業につきましては、当中間連結会計期間の期首より不動産賃貸収入及び不動産賃貸費用について、「営業外収益」及び「販売費及び一般管理費」から「売上高」及び「売上原価」に計上する方法に変更し、当該表示方法の変更を遡って適用した後の数値で比較分析を行っております。詳細については、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項（表示方法の変更）」をご参照ください。

(2) 財政状態の状況

当中間連結会計期間末における資産合計は、10,361百万円となり、前連結会計年度末に比べて802百万円増加いたしました。主な要因は、現金及び預金が695百万円、商品が102百万円増加したことなどによるものです。

負債合計は9,203百万円となり、前連結会計年度末に比べて800百万円増加いたしました。主な要因は、支払手形及び買掛金が621百万円、短期借入金が178百万円増加したことなどによるものです。

純資産合計は1,157百万円となり、前連結会計年度末に比べて1百万円増加いたしました。主な要因は、親会社株主に帰属する中間純利益の計上により利益剰余金が1百万円増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前連結会計年度末に比べて695百万円増加し1,792百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は主に、棚卸資産の増加額102百万円や仕入債務の増加額621百万円などの要因により、得られた資金は593百万円（前年同期は941百万円の支出）となりました。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は主に、有形固定資産の取得による支出59百万円などの要因により、使用した資金は53百万円（前年同期は51百万円の支出）となりました。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は主に、短期借入金の純増額178百万円の要因により、得られた資金は155百万円（前年同期は272百万円の支出）となりました。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	56,018,860
A種類株式	800
B種類株式	800
C種類株式	800
D種類株式	800
E種類株式	800
F種類株式	800
G種類株式	800
H種類株式	800
I種類株式	800
J種類株式	848
K種類株式	1,864
計	56,028,772

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2026年2月28日)	提出日現在発行数(株) (2026年4月14日) (注2)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	43,849,840	43,849,840	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数100株 (注1)
A種類株式	-	-	非上場	単元株式数1株 (注1) (注3)
B種類株式	-	-	非上場	単元株式数1株 (注1) (注3)
C種類株式	-	-	非上場	単元株式数1株 (注1) (注3)
D種類株式	-	-	非上場	単元株式数1株 (注1) (注3)
E種類株式	-	-	非上場	単元株式数1株 (注1) (注3)
F種類株式	-	-	非上場	単元株式数1株 (注1) (注3)
G種類株式	-	-	非上場	単元株式数1株 (注1) (注3)
H種類株式	-	-	非上場	単元株式数1株 (注1) (注3)
I種類株式	-	-	非上場	単元株式数1株 (注1) (注3)
J種類株式	-	-	非上場	単元株式数1株 (注1) (注3)
K種類株式	154	154	非上場	単元株式数1株 (注1) (注3)
計	43,849,994	43,849,994	-	-

(注)1. 当社は、資金調達について多様化を図り柔軟かつ機動的に行うために、異なる内容の株式として普通株式及び複数の種類株式を発行しております。

2. 「提出日現在発行数」欄には、2026年4月1日からこの半期報告書提出日までの種類株式の転換による株式数の増減は含まれておりません。

3. 種類株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

優先配当金

剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された種類株式(AないしK種類株式を指し、以下総称して「種類株式」という。)を有する株主又は種類株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、種類株式1株につき、種類株式1株の払込金額相当額(AないしJ種類株式については348,000円を、K種類株式については10,000,000円をいう。以下同じ。)に、年率0.1%を乗じて算出される金額を支払う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とする優先配当をしたときは、その額を控除した額とする。なお、円位未満は切り捨てる。

累積条項

2019年9月1日以降に開始する事業年度において種類株主又は種類登録株式質権者に対し、優先配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、普通株主又は普通登録株式質権者及び種類株主又は種類登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、種類株主又は種類登録株式質権者に支払う。

非参加条項

種類株主又は種類登録株式質権者に対しては、 を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、種類株主又は種類登録株式質権者に対し、種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を分配日の属する事業年度の初日(同日含む。)から分配日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額を加算した額を支払う。ただし、残余財産の分配が行われる日が配当基準日の翌日(同日含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。

非参加条項

種類株主又は種類登録株式質権者に対しては、 のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

種類株主は、株主総会における議決権を有しない。

(4) 株式の譲渡制限

種類株式を譲渡するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

普通株式対価取得請求権

種類株主は、2020年7月1日以降いつでも、当社に対して、種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、種類株主が取得の請求をした種類株式を取得するのと引換えに、種類株主が取得の請求をした種類株式の払込金額相当額の総額(種類株式ごとの発行済株式総数に払込金額相当額を乗じて得られる額をいう。以下同じ。)を、取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、端数は切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

当初取得価額

取得価額は、当初128円とする。

取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。なお、円位未満は切り捨てる。

- 1) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- 2) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- 3) 下記(c)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式により取得価額を調整する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式数」は「処分する当社が保有する普通株式数」、「当社が保有する普通株式数」は「処分前において当社が保有する普通株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \times 1 \text{株当たり} \\ \text{普通株式数} \quad \text{払込金額} \\ \hline \text{普通株式1株当たりの時価} \end{array}}{\begin{array}{l} (\text{発行済普通株式数} \\ - \text{当社が保有する普通株式数}) \end{array} + \text{新たに発行する普通株式数}}$$

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下1)ないし3)のいずれかに該当する場合には、当社は種類株主又は種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。

- 1) 合併、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき
- 2) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき
- 3) その他、発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき

(c) 取得価額の調整に際して使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表するVWAP(売買高加重平均価格)の平均値とする。

(6) 金銭を対価とする取得請求権

金銭対価取得請求

種類株主は、2030年以降毎年1月15日(ただし、該当日が休日である場合には翌営業日)に、当社に対して、種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、種類株主が取得の請求をした種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を金銭対価取得請求がなされた日の属する事業年度の初日(同日含む。)から金銭対価取得請求日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。ただし、金銭対価取得請求日が配当基準日の翌日(同日含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。なお、円位未満は切り捨てる。

分配可能額が不足する場合の按分取得

金銭対価取得請求がなされた日における分配可能額が不足する場合には、取得すべき種類株式は、金銭対価取得請求がなされた種類株式の払込金額相当額の総額に応じて、按分比例の方法による。

(7) 金銭を対価とする取得条項

金銭対価取得条項

当社は、2029年9月1日以降いつでも、取締役会の決議で定める取得日をもって、種類株主及び種類登録株式質権者の意思にかかわらず、種類株式の全部又は一部を、種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日(同日含む。)から金銭対価取得日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満は切り捨てる。)を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。ただし、金銭対価取得日が配当基準日の翌日(同日含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。

取得する株式の決定方法等

本項に基づき種類株式の全部又は一部を取得するときは、当社は、AないしK種類株式のすべて種類の種類株式（当該種類の種類株式の発行済株式数から自己株式数を控除した数がゼロとなる種類の種類株式を除く。）を取得するものとする。ただし、ある種類の種類株式を有する種類株主の全員の同意を得た場合は、当社は、当該種類の種類株式を取得しないことができる。

一部取得の場合の取得する株式の決定方法等

種類株式の一部を取得するときは、取得する株式の決定方法は、各種の種類株主が保有する種類株式の払込金額相当額の総額に応じて、按分比例の方法による。

(8) 株式の併合又は分割、募集株式の割当を受ける権利等

当社は、種類株式について株式の併合又は分割を行わない。

当社は、種類株主に対して、株式の無償割当又は新株予約権の無償割当は行わない。

当社は、種類株主に対して、募集株式の割当を受ける権利又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。

(9) 優先順位

各種の種類株式の優先配当金、各種の種類株式の累積未払配当金相当額及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当の支払順位は、各種の種類株式の累積未払配当金相当額が第1順位（それらの間では同順位）、各種の種類株式の優先配当金が第2順位（それらの間では同順位）、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当が第3順位とする。

各種の種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、各種の種類株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。

剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2025年9月1日～ 2026年2月28日	-	43,849,994	-	50,000	-	-

(5) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日販グループホールディングス株式会社	東京都千代田区神田駿河台4-3	3,930	8.97
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1-1-1	3,317	7.57
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21	1,804	4.12
前田 喜美子	北海道河東郡音更町	818	1.87
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	601	1.37
小松崎 祥弘	茨城県石岡市	460	1.05
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED (常任代理人 パークレイズ証券株式会社)	1 CHURCHILL PLACE CANARY WHARF LONDON E14 5HP UNITED KINGDOM (東京都港区六本木6-10-1)	368	0.84
熊谷 正昭	東京都中野区	358	0.82
砂川 亮	東京都板橋区	303	0.69
森村 晃之	京都府宇治市	300	0.68
計	-	12,261	27.98

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
日販グループホールディングス株式会社	東京都千代田区神田駿河台4-3	39,300	8.97
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1-1-1	33,170	7.57
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21	18,041	4.12
前田 喜美子	北海道河東郡音更町	8,180	1.87
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	6,013	1.37
小松崎 祥弘	茨城県石岡市	4,600	1.05
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED (常任代理人 パークレイズ証券株式会社)	1 CHURCHILL PLACE CANARY WHARF LONDON E14 5HP UNITED KINGDOM (東京都港区六本木6-10-1)	3,684	0.84
熊谷 正昭	東京都中野区	3,588	0.82
砂川 亮	東京都板橋区	3,034	0.69
森村 晃之	京都府宇治市	3,000	0.68
計	-	122,610	27.99

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	K種類株式 154	-	「1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載の とおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 28,000	-	「1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載の とおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,805,600	438,056	同上
単元未満株式	普通株式 16,240	-	一単元(100株)未満の 株式
発行済株式総数	43,849,994	-	-
総株主の議決権	-	438,056	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式48株が含まれております。

【自己株式等】

2026年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社文教堂グループ ホールディングス	川崎市高津区久本 3 - 1 - 28	28,000	-	28,000	0.06
計	-	28,000	-	28,000	0.06

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表について、南青山監査法人による期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年8月31日)	当中間連結会計期間 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,097,437	1,792,918
売掛金	672,731	687,895
商品	5,309,777	5,412,674
貯蔵品	3,593	3,243
その他	205,100	167,826
流動資産合計	7,288,639	8,064,557
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	269,354	280,545
機械装置及び運搬具(純額)	0	0
土地	569,506	569,506
その他(純額)	82,777	115,312
有形固定資産合計	921,639	965,364
無形固定資産		
ソフトウェア	14,587	11,380
電話加入権	32,855	32,855
無形固定資産合計	47,442	44,235
投資その他の資産		
投資有価証券	69,313	69,313
差入保証金	1,222,757	1,207,791
その他	9,487	10,215
投資その他の資産合計	1,301,558	1,287,319
固定資産合計	2,270,640	2,296,919
資産合計	9,559,279	10,361,476

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年8月31日)	当中間連結会計期間 (2026年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,560,264	4,182,028
短期借入金	2,166,493	2,344,840
1年内返済予定の長期借入金	1,836,837	1,814,435
未払法人税等	13,277	6,483
賞与引当金	42,000	36,000
事業構造改革引当金	71,727	69,894
その他	264,402	303,374
流動負債合計	7,955,003	8,757,057
固定負債		
退職給付に係る負債	328,475	325,198
その他	119,724	121,363
固定負債合計	448,200	446,561
負債合計	8,403,203	9,203,619
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	87,908	87,908
利益剰余金	1,036,392	1,038,174
自己株式	18,224	18,224
株主資本合計	1,156,076	1,157,857
純資産合計	1,156,076	1,157,857
負債純資産合計	9,559,279	10,361,476

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
売上高	7,430,820	7,403,601
売上原価	5,297,382	5,221,484
売上総利益	2,133,437	2,182,116
販売費及び一般管理費	2,079,958	2,141,378
営業利益	53,479	40,737
営業外収益		
受取利息	516	670
受取手数料	189	325
受取家賃	10,045	9,919
その他	3,307	880
営業外収益合計	14,057	11,795
営業外費用		
支払利息	29,221	37,165
その他	1,905	6,676
営業外費用合計	31,127	43,842
経常利益	36,410	8,690
特別損失		
固定資産除却損	1,270	-
特別損失合計	1,270	-
税金等調整前中間純利益	35,140	8,690
法人税、住民税及び事業税	6,663	6,909
法人税等合計	6,663	6,909
中間純利益	28,476	1,781
親会社株主に帰属する中間純利益	28,476	1,781

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
中間純利益	28,476	1,781
中間包括利益	28,476	1,781
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	28,476	1,781
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

(3)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	35,140	8,690
有形固定資産償却費	28,586	36,406
無形固定資産償却費	3,977	5,980
賞与引当金の増減額(は減少)	5,934	6,000
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	17,267	3,277
受取利息及び受取配当金	516	670
支払利息	29,221	37,165
有形固定資産除却損	1,270	-
売上債権の増減額(は増加)	43,841	15,163
棚卸資産の増減額(は増加)	250,525	102,547
その他の流動資産の増減額(は増加)	20,940	38,403
仕入債務の増減額(は減少)	646,666	621,764
未払又は未収消費税等の増減額	83,272	13,070
その他の流動負債の増減額(は減少)	26,597	7,754
その他	9,988	9,063
小計	899,693	635,130
利息及び配当金の受取額	516	670
利息の支払額	29,221	29,004
法人税等の支払額	13,543	13,703
営業活動によるキャッシュ・フロー	941,942	593,093
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	47,843	59,794
無形固定資産の取得による支出	450	-
長期前払費用の取得による支出	2,400	-
差入保証金の差入による支出	10,400	286
差入保証金の回収による収入	10,003	6,509
投資活動によるキャッシュ・フロー	51,090	53,571
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	142,585	178,346
長期借入金の返済による支出	130,095	22,401
財務活動によるキャッシュ・フロー	272,681	155,945
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	13
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,265,715	695,480
現金及び現金同等物の期首残高	1,525,737	1,097,437
現金及び現金同等物の中間期末残高	260,021	1,792,918

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社グループは、2018年8月期に重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、債務超過となったことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断しております。

その後、当社グループは、当該状況を早急に解消し、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、2019年6月28日付で事業再生ADR手続の利用申請を行い、事業再生計画案に対して事業再生ADR手続の対象債権者となるすべてのお取引金融機関からご同意をいただき、2019年9月27日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。また、本事業再生計画に基づき以下の施策を着実に実施してまいりました。

事業上の施策といたしましては、エリアマネージャー制の導入等、返品率の減少、文具販売の強化、不採算店舗の閉鎖、本部コスト等の削減、組織再編等に取り組み、収益力の改善を実現してまいりました。

財務面につきましては、お取引金融機関により、債務の株式化、債務の返済条件の変更によるご支援をいただきました。

また、大株主である日販グループホールディングス(株)からは、店舗の競争力を維持・強化するため、500百万円の出資、既存債務の一部支払いの条件変更、その他事業面、人事面でのご支援をいただき、財務状態の安定化を図ってまいりました。

その後、お取引金融機関との事業再生ADR手続の計画期間後の2026年8月期からの3カ年中期計画及び借入金の返済並びに資金調達に関する合意が得られましたが、依然継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると判断しております。

上記2026年8月期からの3カ年中期計画に基づき、不採算店舗の閉鎖、セルフレジ導入、トレーディングカード専門売場及び「本屋さんのガシャボンのデパート」の増設、一部店舗の無人営業化、既存店舗の増床・移転・改装、粗利貢献が高いインセンティブ商品の取扱い拡大、リサイクルショップのFC加盟を軸とした新たな収益の柱の創造のために、コスト削減及び収益拡大に向け積極的な投資活動を行ってまいります。

しかし、現時点では、前連結会計年度において親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、加えてお取引金融機関との長期的な合意が得られていないため、当社グループの資金繰りに影響を及ぼす可能性を勘案すると、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しておりません。

（表示方法の変更）

従来、不動産賃貸収入及び不動産賃貸費用については、「営業外収益」及び「販売費及び一般管理費」に計上しておりましたが、当中間連結会計期間の期首より、「売上高」及び「売上原価」に計上する方法に変更しております。

この変更は、2026年8月期からの3カ年中期計画において不動産賃貸事業を重要な事業の一つと位置付け、不動産賃貸収入が安定的な収益源であるとの認識及び担当部門においてその収益性を適切に管理することとなったことなどから、事業の実態をより適切に表示するために行ったものであります。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外収益」の「受取家賃」に表示していた23,830千円は「売上高」に組み替えるとともに、「販売費及び一般管理費」に計上していた5,118千円は「売上原価」に組み替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

偶発債務

当社は、普通株主への配当金の支払いを支給条件とした役員退職慰労金規程を制定しております。
なお、当該偶発債務は前連結会計年度末21,900千円、当中間連結会計期間末18,600千円であります。

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
賃借料	662,389千円	666,048千円
給料手当	248,128	248,023
雑給	448,897	479,753
賞与引当金繰入額	45,000	36,000
退職給付費用	7,201	13,085

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金勘定	260,021千円	1,792,918千円
現金及び現金同等物	260,021	1,792,918

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結損益 計算書計上額 (注)3
	販売事業	不動産賃貸 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	7,383,853	23,830	7,407,684	23,136	7,430,820	-	7,430,820
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	7,383,853	23,830	7,407,684	23,136	7,430,820	-	7,430,820
セグメント利益又は損失 ()	226,214	18,711	244,925	513	244,412	190,932	53,479

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。また教育プラットフォーム事業は全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、「その他」に含まれております。

2. セグメント利益又は損失()の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

3. セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結損益 計算書計上額 (注)3
	販売事業	不動産賃貸 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	7,356,802	23,830	7,380,632	22,968	7,403,601	-	7,403,601
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	7,356,802	23,830	7,380,632	22,968	7,403,601	-	7,403,601
セグメント利益	207,519	18,798	226,318	2,532	228,850	188,112	40,737

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。また教育プラットフォーム事業は全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、「その他」に含まれております。

2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

「(表示方法の変更)」に記載のとおり、不動産賃貸に関する事業を「不動産賃貸事業」として新たな報告セグメントに区分しております。

なお、前中間連結会計期間のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
書籍・雑誌等の販売業		
小売		
書籍	3,265,628	3,235,512
雑誌	2,213,761	2,018,487
文具	985,532	1,112,881
その他	897,510	976,975
卸売		
書籍・雑誌	7,853	2,275
その他収益	36,703	33,638
顧客との契約から生じる収益	7,406,989	7,379,770
その他の収益(注)	23,830	23,830
外部顧客への売上高	7,430,820	7,403,601

(注) 「その他の収益」は、不動産賃貸収入であります。「注記事項(表示方法の変更)」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、不動産賃貸収入を「売上高」に計上する方法に変更しております。これに伴い、前中間連結会計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報についても組み替えを行っています。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
(1) 1株当たり中間純利益	0円63銭	0円02銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	28,476	1,781
普通株主に帰属しない金額(千円)	763	763
(うちK種類株式に係る優先配当金)	(763)	(763)
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	27,713	1,017
普通株式の期中平均株式数(株)	43,819,202	43,821,792
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	0円57銭	-
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	763	-
(うちK種類株式に係る優先配当金)	(763)	(-)
普通株式増加数(株)	6,054,688	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年4月14日

株式会社文教堂グループホールディングス

取締役会 御中

南青山監査法人

東京都港区

代表社員 公認会計士 葦澤政男
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中島敦史
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 田口俊啓

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社文教堂グループホールディングスの2025年9月1日から2026年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社文教堂グループホールディングス及び連結子会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年9月1日から2025年8月31日までの前連結会計年度において親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、加えて取引金融機関との長期的な合意が得られていないことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。